

アサヒトラストリハビリセンター尾久

指定通所介護 / 指定第1号通所事業通所介護

事業運営規程

(事業の目的)

第1条 アサヒ産業株式会社が設置するアサヒトラストリハビリセンター尾久（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定第1号通所事業通所介護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定第1号通所事業通所介護においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 関係区、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の提供に当たっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 アサヒトラストリハビリセンター尾久
- (2) 所在地 東京都荒川区西尾久3丁目19番3号 3階

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕従業員

- ①生活相談員 1名以上(内、常勤1名以上)

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画書(第1号通所事業通所介護計画書)の作成等を行う。

- ②介護職員 2名以上(内、常勤1名以上)

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

- ③機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

- ④看護職員 1名以上

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。口腔機能の状態を把握し、口腔機能改善管理指導計画の作成、口腔機能向上サービスの実施を主導する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。日曜日、祝祭日、8月12日から8月16日まで、12月28日から1月4日までは休日とする。ただし、災害、悪天候等止むを得

ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分とする。延長サービスは実施しない。
- (3) サービス提供時間
 - 1単位目 午前8時50分～午後12時（月曜日～金曜日）
 - 2単位目 午後1時～午後4時10分（月曜日～金曜日）
 - 3単位目 午前8時50分～午後5時10分（月曜日～金曜日）
 - 4単位目 午前9時～午後5時10分（土曜日）

（指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の利用定員）

第7条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

1単位目15名、2単位目15名、3単位目25名、4単位目10名

（指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の内容）

第8条 指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 通所介護計画書〔第1号通所事業通所介護計画書〕の作成
- (2) 利用者居宅への送迎
- (3) 健康チェック
- (4) 排せつ介助
- (5) 移動・移乗介助
- (6) 服薬介助
- (7) 入浴介助
- (8) 食事介助
- (9) 機能訓練
- (10) 口腔機能向上サービス
- (11) アクティビティサービス（集団体操、レクリエーション、行事活動等）
- (12) 相談・助言 など

（利用料等）

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 指定第1号通所事業通所介護を提供した場合の利用料の額は、「荒川区介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱」（以下「費用算定基準要綱」という。）によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、費用算定基準要綱によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、実施地域を超えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費〔50円/km〕(消費税込)を徴収する。指定通所介護を提供する場合の昼食代、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については別に徴収する。
- 4 指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、その同意を得ることとする。
- 6 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収証を交付するものとする。
- 7 利用者との契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとする。この場合、事業所は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、荒川区、足立区、北区とする。ただし指定第1号通所事業通所介護サービスの実施地域は荒川区に限る。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、関係区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
 - 4 利用者に対する指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火・防災管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により関係区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は関係区からの質問若しくは照会に応じ、及び関係区が行う調査に協力するとともに、関係区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定第1号通所事業通所に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により荒川区が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は荒川区の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して荒川区が行う調査に協力するとともに、荒川区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、提供した指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係区に通報するものとする。

(地域との連携など)

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定第1号通所事業通所介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての通所介護〔第1号通所事業通所介護〕従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める

者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定通所介護〔指定第 1 号通所事業通所介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定通所介護〔指定第 1 号通所事業通所介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 2 年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はアサヒ産業株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用料金表)

第 2 1 条 サービスを利用した場合の基本利用料は別紙のとおりとする。

(サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口)

第 2 2 条 サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下、「苦情等」とします。）については、下記の窓口にて対応致します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容は、これを記録及び保存し、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとしします。

【事業者の窓口】	<ul style="list-style-type: none">○ アサヒトラストリハビリセンター尾久 住所 東京都荒川区西尾久 3-19-3 3 階 電話番号 03-6458-2690 ファクス 03-6458-2691 受付時間 8 時 30 分～17 時 30 分（土日祝祭日は休み）○ 法人本部 住所 東京都荒川区東尾久 1-23-10 電話番号 03-3895-3636 受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分（土日祝祭日は休み）
-----------------	---

<p>【荒川区の窓口】</p>	<p>○ 荒川区役所 介護保険課 住所 東京都荒川区荒川 2-2-3 電話番号 03-3802-3111（内線 2436・2439） ファクス 03-3803-1504 受付時間 8時30分～17時15分（土日祝祭日は休み）</p>
<p>【足立区の窓口】</p>	<p>○ 足立区役所 高齢者施策推進室介護保険課 住所 東京都足立区中央本町 1-17-1 電話番号 03-3880-5746 ファクス 03-3880-5621 受付時間 9時00分～16時00分（土日祝祭日は休み）</p>
<p>【北区の窓口】</p>	<p>○ 北区役所 介護保険課 住所 東京都北区王子本町 1-15-22 電話番号 03-3908-1286 ファクス 03-3908-9257 受付時間 8時30分～17時00分（土日祝祭日は休み）</p>
<p>【公的団体の窓口】</p>	<p>○ 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談窓口担当 住所 東京都千代田区飯田橋 3丁目 5-1 電話番号 03-6238-0177 受付時間 9時00分～17時00分（土日祝祭日は休み）</p>

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。